

教総第116号
教研第130号
平成23年5月24日

各県立学校長 様

教 育 長

外部記録媒体の取り扱いについて（通知）

学校内の個人情報及び外部記録媒体の取り扱いについては、適正な管理を再三にわたってお願いしているところです。また、平成23年3月7日付け、教総第525号、教研第660号で通知しました「「岐阜県情報セキュリティ基本方針」及び「岐阜県情報セキュリティ対策基準」の一部改正に伴う県立学校における対応について」により、その取扱いについて職員への周知徹底をお願いしているところです。

こうした中、県立学校の職員が、統括情報セキュリティ責任者（総合企画部長）に対して例外措置許可申請をしていない私物のUSBメモリを校内に持ち込み使用した際に、複数回にわたり校内のパソコンがウィルスに感染する事案が発生しました。

については、学校で職員が使用している外部記録媒体等の情報資産の管理について、今一度、全職員に対して、下記のとおり指導願います。

記

- 1 私物記録媒体の持ち込み及び持ち出しについて
 - (1) 原則、学校内に持ち込み禁止。
 - (2) 例外措置許可申請をした私物記録媒体のみ学校で使用可能。ただし、その申請許可期限は平成23年12月31日までとする。
 - (3) 私物記録媒体は、パスワード認証機能及び自動暗号化機能を有するものを使用する。
 - (4) 申請・承認簿により管理を確実に行う。
 - (5) 職場内で互いに声を掛け合い、セキュリティポリシー違反等がないかを確認し、法令遵守を推進する。

- 2 類似の事故の再発を防止するために
 - (1) 許可された私物記録媒体であっても、個人情報を保存しない。
 - (2) 外部記録媒体を使用するときは、ウィルスに感染していないかを確認した後、使用する。
 - (3) 各職員室での記録媒体の管理を徹底する。
 - (4) 情報セキュリティチェックシートを活用し、情報管理に関する危機意識を高める。
 - (5) 別添「学校における私物パソコン・外部記録媒体の取り扱いについて」を全職員に配付し、外部記録媒体等の情報資産の管理について、再度徹底する。